# 特定非営利活動法人関西国際交流団体協議会 賛助会員規定

#### (目 的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人関西国際交流団体協議会(以下「協議会」という。) 定款に基づき、賛助会員(以下「会員」という。)に関し、必要な事項の細目を定 めることを目的とする。

## (入 会)

第2条 協議会の目的に賛同し、事業を賛助するために会員になろうという者は、所定の入 会申込書により申し込む。

#### (会員の資格及び種類)

- 第3条 会員の種類および資格は、次に掲げる通りとする。
  - (1)団体会員 年一口3万円以上の会費を納入した団体
  - (2) 個人会員 年一口5,000円以上の会費を納入した者
  - 2 会費は総会において定める。
  - 3 会費の納入は事業年度ごととする。

#### (会員証の発行)

第4条 会員には、会員証を発行する。

#### (特典)

- 第5条 会員は、次の特典を受けることができる。
  - (1) 定款第52条に定める閲覧請求権
  - (2) 本法人発行物の受領
  - (3) 本法人主催セミナー等への参加
  - (4) イベント案内の送付
  - (5) 事業の活動に関する相談、協力

#### (会員資格の取消)

- 第6条 会員は、次の各号の一に該当するときは、資格を喪失する。
  - (1) 退会したとき
  - (2) 正当な理由なく、会費を2年以上滞納し、相当の期間を定めて催告してもその支払いに応じず、理事会において退会と決議したとき
  - (3) 除名されたとき
  - (4) 会員である団体が解散したとき、または会員である個人が死亡したとき

## (会費の不返還)

第7条 既納の会費は還付しない。

## (退 会)

第8条 協議会を退会しようとする者は、所定の退会届を事務局に提出し、任意に退会する ことができる。

# 附 則

この定款は、協議会が法人として成立した日から施行する。

# 改正経過

2003年5月12日一部改正。

2007年5月28日一部改正。

2013年5月15日一部改正。